

絵画・「モノ」史料論

——史料学を考える一つの試み

山口 徹

はじめに

神奈川県立日本常民文化研究所をひとつの足場に歴史・民俗資料学研究科という、あまりなじみのないネーミングの大学院が設立されてから五年になろうとしている。その設立の準備から運営にかかわりながら、私は歴史・民俗資料学とは何か、さらに資料学、史料学とは何か、研究科の基本にかかわる問題について明確な答えを持ってはいない。この問いは、学問とは何か、歴史とは何か、歴史学とは、民俗学とは何かについて、永い間、多くの人々によって語られ、多様な考えが示されているように、ひとつの決った答えが得られるものではない。にもかかわらず、歴史を今日に伝える文献ばかりでなく絵画や「モノ」資料を情報資料として利用し、この国の歴史や民俗を学ぶ者にとって、常に問い続けていなければならない問題である。私はここ十数年、日本常民文化研究所の再建にたずさわり、同研究所をあくまで、好むと好まざるとにかかわらず、『民具マンスリー』の編集、『民具研究講座』の開催にかかわり、

民具研究や民俗学の研究にふれ、『絵巻物による日本常民生活絵引』の改訂を手がけ、いくつかの民具の調査、蒐集、展示をおこなってきた。その間、渋沢敬三、常民文化、民具や絵画資料について考え、学んできたことも事実である。しかし、絵画や「モノ」資料について、正面から、しかも史料論として体系的に考えたこともないし、論じようとしたこともない。にもかかわらず、日本常民文化研究所の活動にかかわる過程で、絵画や「モノ」の史料学、史料論の必要を感じていたことも事実である。本論は、これまで絵画や「モノ」資料にかかわる過程でとつおいつ考えた問題、感じた問題を絵画・「モノ」史料論を意識し、整理することによって絵画・「モノ」史料論、さらに史料学を総体として理解する手掛りを得るためのささやかな試論である。

周知のように、絵画や「モノ」とくに民具は、民俗学や民具研究において資料として積極的に利用され資料化の努力もおこなわれてきた。そこには学ぶべき多くの絵画や「モノ」とくに民具についての研究が蓄積されている。したがって絵画や「モノ」の史料論を考えるためには先行する研究の蓄積を切りはなして論ずることはできないし、生産的ではない。なによりも研究が個別化、多様化し、資料の蒐集をはじめ資料化がさまざまなメディアを使って拡大している今日、有機的、総合的な関連をもって存在する無形・記述・モノ・行為・環境資料を、相互の関連・総合の中で資・史料化し、歴史や民俗に学ぶ者の共通の資・史料とするためにはお互いの認識論の違いを認め合いながら資・史料論として、それぞれの研究素材を考え合っていかなければならない。これまで、ほとんど歴史学ではとりあげてこなかった無形資料もテープ・レコーダーやビデオなどのメディアの利用によって資料化が可能になり、歴史学で利用する資料の幅が広がっている。録音や動画による表現方法を歴史の表現方法としてとり入れれば歴史学の成果をより豊かなものにするができるであろうし、その努力は「モノ」や絵画資料を史料として読み込む能力を深めることに結びつくであろう。

右の点を考慮し、本稿では民俗学や、民俗学の一分野として発展してきた民具学の素材として利用された資料は資

料、資料化、資料学と表現し、歴史学におけるそれは史料、史料化、史料学と表現してある。ただ歴史学で対象となし得る素材でも、史料として利用されない状態の絵画や「モノ」は資料と表現した。

このようなあいまいな点を残していることは絵画や「モノ」史料論を論ずる場合、極めて不適当だとのお叱りを受けるかもしれないが、絵画や「モノ」資料を対象とした研究、とくに歴史学における取り組みのおくれた今日の状況を考えると、絵画や「モノ」資料を史料として利用する方法を模索するためにも方法論を抽象的に論じないで、あいまいさはあいまいさとして残して置くべきだと考えたからである。

本稿は絵画・「モノ」史料論を体系的に論じようとしたものではない。史料論は古文書学を含めた史料学をはじめ、資料の蒐集、保存、資・史料化、さらにそこにかかわる研究者のありよう、体制のありようを総合的に体系づけて認識することである。史料論の場合は歴史学と、資料論の場合は民俗学や民具学の認識論と深くかかわっている。こうした認識を前提に、多少なりとも絵画や「モノ」資料にかかわりを持った私の体験を整理したのが本稿である。本稿が史料論を考える手掛りになれば幸いである。

一 史料と「モノ」資料

歴史学は歴史的所産である有形・無形の諸資料の中から歴史学の素材となる資料を選び出し、その史料から歴史像を描きだす。歴史事実を認識し、歴史像を描きだす素材として選び出された資料を史料という。

歴史的所産である資料には言語、風俗、習慣、伝承、思想、信仰、年中行事、芸能、工芸技術といった無形のものもあれば、建造物、遺跡、遺物、芸能や信仰に用いられた用具や生活・生産用具などの有形のものもある。

歴史的遺産である資料は調査、蒐集、整理、選択され利用されることによって史料となる。したがって、歴史上存

在する資料がそのまま史料であるわけではない。無形資料の場合は、文字、絵画、録音、写真、映画などによって記録され、資・史料化されることによってはじめて史料となる。史料化された史料と対話することによって歴史家は歴史像を描く。したがって、史料は有形資料としてのみ存在する。この点が風俗、習慣、伝承、信仰、芸能といった無形の遺産（資料）を直接素材とする民俗学と歴史学との違いであろう。しかし、民俗学によって資料化された事物は、歴史学で利用することによって史料となり得る。

無形資料の資・史料化は録音・映像化技術、メディアの進歩によって、いちじるしく発展した。こうしたメディアは民俗学においては表現手段としても積極的に活用されている。したがって、無形資料の資・史料化は文字、絵画、録音、映像などによる記録化を意味している。しかし、記録化は資・史料化に固有のものではない。記録行為そのものは文字や絵画によって歴史とともに古く存在する。歴史学が主たる素材とする古文書や古記録などは文字によって情報を記録したものであり、絵巻物や農耕図、大絵馬などはそれぞれの時代に、主題に応じた事柄を絵画として記録した資・史料であるといえることができる。

なお、記録資料・史料としては自然の景観を含む地理や自然環境を記録した絵図や地図がある。それは、自然とのかかわりにおいて存在する生産文化、生活文化を明らかにする歴史学の営みにとって、自然史によって明らかにされる事実とともに地域情報を伝える歴史的環境資料である。人間の営み、なかならず前近代の営みは常に自然とのかかわりにおいて存在する。農民は自然とは違ったシステムを作って自然を支配するのではなく、ありのままの自然を観察し、自然の摂理を利用し、自然の中に現れるのと同じ循環のシステムを作り出すことによって田畑を作り、農業を営み、漁民は魚類の習性を観察し、海底地形を含む自然環境に応じた漁具・漁法を作り出し、漁業を営んできた。人間はこうした生産文化を基礎にさまざまな地域においてそれぞれの地域の環境に応じた生活文化、物質文化を生みだしてきたのである。

このように見えてくると、資料は有形・無形、記録・非記録など、さまざまな形で存在するが、メディアの開発、進歩にともない、その境界が不明確になりつつある。この点を念頭に置いて、歴史情報を伝える史料を一応整理すると次のようになるであろう。

- 一、無形文化、精神文化、民俗文化、技能文化などの無形資料を記録化することによって資料化された記録資料。その中には文字記録、絵画記録、録音、写真、映画・ビデオなどのメディアによる記録がある。
- 二、それ自体が有形資料でもある古文書、古記録、出版物などの文字資料、絵巻物、図絵、大絵馬などの絵画資料。
- 三、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍などの美術工芸品。
- 四、貝塚、古墳、埋蔵文化財などの考古資料。
- 五、都城跡、城跡、その他の史跡および各種の建造物。
- 六、周囲の環境と一体をなし歴史的風致を形成している都市、町、村の景観および建造物群。
- 七、芸能、工芸に用いられる衣服、道具、家屋、その他の物件。
- 八、領主、貴族、僧侶、神官などの非常民・支配階級および農・山・漁村民、商人、職人など常民の用いたいっさいの器具、物件。

歴史学が素材とする資料はさしあたって以上のように整理できるが、古文書、古記録などの文字資料は、すでに歴史学において古文書学を中心に検討されており、遺跡（史跡）や埋蔵文化財は考古学において検討がすすめられている。本稿では文字資料、広い意味での考古資料を除き、さらに美術・工芸的価値に重きを置くものや、芸術上、観賞上の価値の高い遺跡（史跡）名勝、天然記念物、その他希少性の高い歴史的遺産を除く、有形資料を「モノ」資料と限定し、検討することにした。

二 「モノ」資料とは何か

常民・非常民を問わず人間が用いた全ての器具、物件を「モノ」とするならば、史料の素材となる「モノ」資料は人間の行為の遺物の全てをさす。その遺物は人間の意志によって作られ、受容され、用いられたものであり、人間の意志、時として人間の精神的、知的活動が具象化されたものである。だとすれば「モノ」資料は文字資料、文書資料と同様にその背後にひそむ人間の精神的、知的な活動、人間の行為を語る史料たり得るのである。「モノ」資料・史料に何を語らせ、そこから歴史や民俗をいかに学びとるかは歴史や民俗に学ぶ私達自身の問題であり、歴史認識の問題である。

歴史学においては永い間、古文書、古記録、各種の出版物など文字で書かれた、文字資料、文書資料を主たる素材としてきた。「モノ」資料や絵画資料は史料として利用されても、補助的、脇役的存在であり、調査、蒐集、保存、さらに資料化にいたっては人類学、土俗学、考古学、民俗学において部分的におこなわれ、歴史学において、「モノ」や絵画資料を史料学として正面からとりあげたことはない。

もともと「モノ」や絵画が歴史や民俗を今日に伝える素材として認識され、我が国の物質文化や生活文化の理解に欠くことのできない資料として利用されるようになったのはそれほど古いことではない。

例えば我が国の物質文化、生活文化を今日に伝える民具の研究が緒についたのは、渋沢敬三とアチック・ミューゼウム（日本常民文化研究所）の同人達によって民具の蒐集、研究がはじめられた昭和初年のことであった。⁽¹⁾ また、我が国の歴史や民俗を今日に伝える資料が文化財と総称され、その保護を目的とした「文化財保護法」が制定されたのは一九五〇（昭和二五）年のことであった。それまでは「国宝保存法」（昭和四年）、「重要美術品等の保存に関する

法律」(昭和八年)、「史跡名勝天然記念物保存法」(大正八年)といった一連の法律によって、美術上、観賞上価値の高いものが保存の対象とされていた。

「文化財保護法」⁽²⁾の第二条を見ると「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料」と、文化財は芸術的価値とは別に歴史を今日に伝える歴史資料としての学術上の価値を与えられたのである。しかし、文化財保護法の第三条でも「文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないもの」と明確に規定されたにもかかわらず、その保護の基準は「歴史上又は芸術上価値の高いもの」「芸術上又は観賞上価値の高いもの」に限定され、武家、貴族、僧侶、神官などの非常民が用いた武器をはじめとする器具や物件は保護の対象とはなっていない。⁽³⁾これは歴史学が「モノ」資料を史料として活用してこなかった現れであろう。史料論として「モノ」資料を検討する場合には、この点を十分認識することがまずもって必要である。

三 「モノ」の資・史料論

常民・非常民を問わず、人間が用いた全ての器具・物件を「モノ」と規定すれば、「モノ」は人間が生存した場で、人間と自然、人間と社会との関係において存在する。しかも、歴史学の対象とする「モノ」は自然と社会の関連の中で、なんらかの必要に応じて作られ、使用され、捨てられ、残り、残された「モノ」である。したがって「モノ」資料は自然や社会の関連において資・史料化されなければならないし、「モノ」の残存状況そのものが「モノ」が伝える情報資料である。何が残り、何が残されたかを知ることによって、失われた「モノ」の意味を聞き出すのも、資・史料化の過程で重要なことであろう。

「モノ」は時に過去を抹殺するために、自己の恣意を貫徹するために破壊される。残された「モノ」は必ずしも真実を語るものではない。例えば、貝塚の中で何が不用になり、何が捨てられたのかを知ることによって我々は歴史の一面を知ることができるのである。

こうした諸点を配慮しつつ、「モノ」資料の資料化をはじめたのが渋沢敬三とアチック・ミューゼアムの同人達であった。

渋沢敬三とアチックの同人達は我が国の一般の人々が日常生活の必要から製作し、使用してきた生産・生活用具を「我々の同胞が日常生活の必要から技術的に作り出した身近卑近の道具⁴」と定義し、「民具」と名付け、民俗学、歴史学の資料として活用する端緒を開いた。

そのアチック・ミューゼアムの「民具蒐集調査要目」には、①別名・部分名を含む名称、②採集の場所と日時、採集当時の状況、③自製品であるか販売品であるか、販売品の場合は価格や仕入先、自製品の場合は製作場所と製作者・製作時間と製作方法・製作に使われた道具など製作・製作地に関する情報、④材料の材質、入手方法および材料の処理方法、⑤使用地、使用者、現在使われているかいないか、現在盛んに使用されていないとすればいつ盛んに使用されたか、またそのものに代って現在使用されているものは何か、どのような場合、またどのような時に使用するのか、どのように使用するか、併用する民具があるか、どのように保存するかなどなど、使用・使用地に関する情報、⑥使用地域の分布、⑦使用されはじめた時期、どこから伝えられたか、由来についての言い伝え、使用その他に関連した俗信、伝説など二六項目の民具蒐集記録作成の基本項目があげられている。

民具研究においては当初から民具をなんらかの人間集団によって、その生活の必要から生まれ、作られ、あるいは受容され、個人や集団によって担われ、伝承されたものであることを認識し、民具を我が国の物質文化・生活文化を知る資料として利用するためには、民具を蒐集し、調査する過程で知り得るあらゆる情報を記録することによって民

具の資料化につとめていた。

このように、「モノ」資料のうち民具については渋沢敬三とアチック・ミュージアムによって資料化が進められ、我が国の歴史や文化、なかならず常民の物質文化・生活文化を知る貴重な学術資料としての位置を与えられていたのである。また、昭和二十九年の「文化財保護法」の改正にあたって、民具は「有形文化財」とは「価値の観点を異にする」「国民生活の推移を理解するに欠くべからざる資料」として、「有形民俗文化財」として別個の体系のもとに保護されることになった。その背景にはアチック・ミュージアム以来の民具研究の発展、そこでの民具の蒐集、調査、資料化の展開があったことは容易に理解し得ることである。「モノ」の史料論を考えていく場合、渋沢敬三以来の民具研究の学史的検討をおこなない、そこから多くのことを学ぶ必要がある。

ところで、民具の資料化は近年いちじるしく発展した。そのひとつの方法として進められているのが、民具の実測図の作成である。「モノ」資料の実測図による資料化、実測図による「モノ」の比較研究は早くから考古学の研究手段として活用されていた。民具研究において、調査、研究の重要な研究手段として民具実測図の作成とそれによる民具研究がおこなわれるようになったのも、考古学における実測図の利用の影響を受けたものである。

考古学であれ、民具研究であれ、実測図を作成する意図は、二次元的情報を二次元的情報（図化）に置きかえて資料化し、情報の公開、「モノ」資料の比較研究などの研究の幅と深さを進めることにある。

民具実測の方法は見取図にその寸法を書き加えたものや、現在、考古学や民具研究において採用されている背面図（平面図）、側面図、裏面図の三図面に分解して図示する、正視画の技法など多様である。いずれの方法が良いかは作図の意図によって決定されるものであり、一概に断定できない。

近世においても、農書や技術書において、用具や技術を伝える手段として、寸法を書き加えた見取図や、使用図が描かれている。さらに葛飾北斎の著した「北斎漫画」の中には正投影法の正視面に似かよった方法が用いられている。

このように、民具や技法を伝承するために見取図や実測図が古くから用いられている事実は、実測図が三次元的情報を記録し伝承する方法として有効な手段であることを物語っている。

以上のように、民具Ⅱ有形民俗文化財の資料化は民俗学、民具学、とくに博物館や歴史民俗資料館（博物館）において積極的に進められてきたが、武士や貴族などの支配層の上層（非常民）文化に属する有形文化財Ⅱ「モノ」資料については資・史料化が体系的におこなわれていないのが現状である。しかし、日本人の歴史や民俗、より限定された日本のいわゆる固有文化を総体的に明らかにするためには上層・非常民の「有形文化財」についても調査を充実し、資・史料化を積極的にすすめる必要がある。我が国の歴史や民俗に学ぶためには、上層文化も下層文化も、有形文化財も有形民俗文化財Ⅱ民具も相互にかかわり合い、影響されながら存在しているのである。「モノ」の資・史料化にあたっては、この点を認識する必要がある。民具の資料化の過程でも、この点は必ずしも十分配慮されていない。

後述のごとく、文化財保護法においても、二九年改正で有形文化財から民俗文化財Ⅱ民具を有形民俗文化財として別個の体系としてあつかったように、民俗学や民具学においては意識的に対象を常民に限定した現れであろう。

四 「モノ」資料の特徴

文字資料・文書資料は人間の意志や行為を言葉、事として表現する。絵画資料は「事」や「物」を形として表現する。両者は視覚を通して認知されるが、「モノ」は質・量をとまなうものであるから、五感を通して認知される。「モノ」資料は「モノ」の形や構造、その「モノ」の持つ質量感を直接に示すという点では記述資料よりはすぐれている。たしかに、「モノ」はそれぞれの時代、それぞれの環境に応じ製作し、使用し、伝承されてきた観念的造形物であ

り、したがって、「モノ」は物質文化、生活文化、精神文化を今日に伝える資・史料たり得るのである。しかし、「モノ」は一個の個体としてはそのことを語らない。「モノ」は作られ、使用され、伝承される行為と有機的に関連づけられた時に歴史や民俗を伝える情報資料となるのである。近代化・工業化が急速にすすみ、日本人の伝統文化が急速にくずれていく今日の状況のもとでは、作り手も、作り方も、使用者も、使用目的も、使用方法もまったく解らなくなった「モノ」がさしあたって、単なる遺物として残されている事実がそのことを物語っている。

例えば、生産用具はある目的をもった意味的なひとつの技術体系の一要素として、目的、製作技術、使用方法とともに資料化されねばならないし、技術の体系を構成する多種の道具との有機的、総合的関連の中で考察されねばならない。「モノ」としての個々の道具は、一見孤立し、相互に無関係の存在のように見えるが、実際は作業の流れの中で、生活や生産の仕方や様式に応じ機能的に連結し合っている。したがって、「モノ」は生活文化・物質文化を構成する他の「モノ」との有機的関連において調査し、蒐集し、資・史料化されなければならない。

先に見たアチック・ミューゼアムの「民具蒐集調査要目」は右の諸点を考慮し民具を資料化するために必要な情報を整理したものであり、「モノ」資料の資・史料化の基本を示すものでもあった。

近代化、工業化が急速にすすみ、伝統文化が急速に失われ、歴史的所産である「モノ」や民具が失われる状況のもとで、個々の民具の形態や構造を調べ、さらにその製作方法や使用方法などを調べようとすると、第一義的にはその情報はそれが日常性の中で世代から世代へ伝えられたものであるが故に、使われ、作られた場に求めざるを得ないのである。

ところで、民具や「モノ」資料の中には先にもふれたように、使用や製作が不明で単なる遺物にすぎないものもあり、逆に「モノ」は残っていないなくても古老の記憶の中に僅かに伝承されている「モノ」もある⁽¹⁰⁾。

前者のような「モノ」については、まずは蒐集、保存し、描画資料や文献資料から用途や製作方法を明らかにする

必要があろう。後者のように人の記憶の中に伝承されているものについては、古老などにたずね、古老の脳裡のうちに伝承され、記憶されている民具や「モノ」を復元・製作し、製作・使用などいっさいの情報を記録することによって資料化が可能である。今日では製作・使用の過程を映画やビデオにより資料化する試みが各地の博物館でおこなわれている。

ところで、古文書や古記録などの文献資料はもちろん、考古学的資料や美術工芸品などの資料はそのもの作られた年代が問題とされ、そのものの新旧が問題とされる。

これに対し、「モノ」資料、とくに民具の場合はそのものの製作年代はそれ程問題にはならない。そもそも民具はなんらかの人間集団において、その生活の必要から生まれ、作られ、あるいは受容され、集団によって担われ、伝承されるものであるから、蒐集された「モノ」それ自体はある時期に作られ使用されたものであっても、そこに示される技術や形態、名称・習俗などは過去から伝承されたものであり、過去の「モノ」の姿を今日に伝える資料としても利用し得る面を持っている。

「モノ」資料、とくに生産、生活用具Ⅱ民具は失われた過去の「モノ」の姿を伝える資料としての意味を持っているが、「モノ」資料の第一の特徴は、「モノ」それ自体は何も語らないが、「モノ」そのものが歴史的事実である点にある。文字資料や文書資料などいわゆる文献資料や絵画資料は文字や絵画表現をもって歴史や民俗を語りかける。したがって言葉を発しない「モノ」資料よりも、より説明的であり、説得的である。しかし、そこに語られる姿は常に語り手、描き手の現状認識、世界観、想像力や創造性によって限定され、絵空事と言わないまでも常にあいまいさを内包している。それは時として、史料と対話する研究者自身のあいまいさによるが、「モノ」資料はそれ自体が歴史的な事実そのものであり、あいまいさの入り込む余地がない。それ故に歴史学においても「モノ」資料を史料として積極的に利用する必要があるし、そのためにも「モノ」の史料学、史料論としての認識方法を確立する必要がある。

五 絵画の資料学と史料論

絵画資料は人間が絵ないし図によって自己の意志を表現した記録資料である。形のない無形文化、精神文化、民俗文化を「事」として伝えるいわゆる文書資料とともに、それを形として伝える記述、記録資料である。

絵画資料には原始・古代の生活や文化を伝える壁画や陶磁器などに描かれた各種の紋様や模様、絵柄がある。中世には仏画、肖像画、山水画、四季絵、各種の絵巻物など歴史や民俗を今日に伝えるさまざまなものがある。近世になると農耕絵巻をはじめとする各種の絵巻物、屏風絵、浮世絵、絵本、名所図会、名産図会、農書・紀行・日記などの挿絵（冊子）、大絵馬など多種多様な絵画資料があり、写実性に富んだものも多い。また近世には土地の起伏の状態や地域の環境を絵画的方法によって表現した絵図や測量技術をもって作成された耕地図などの地図・地形図、建築指図や種々の設計図などもある。

このように人間が絵や図によって自己や歴史上の「事」や「物」を表現している絵画資料が多種多様な形で存在しているにもかかわらず、歴史学においては絵画資料を歴史や民俗、「事」や「物」をビジュアルに伝える史料として利用してこなかった。

それは歴史学ばかりでなく、社会科学における表現手段が文字、文章に限られ、絵や図による表現は文字表現の補助的説明手段、補足手段として使用されてきたことに大きな理由があるように思われる。勿論、時間的経過の中で事物をとらえ、その時代的意味を問う歴史学においては歴史を時間的経過の中で語る文字・文書資料を主たる史料とする歴史認識のありように、より根本的理由があることは言うまでもない。

このように絵画資料は必ずしも史料として十分活用されてきたとはいえないが、絵画資料は精神文化、民俗文化、

技術文化などの無形の文化を知る情報資料として、また、作り手も、使い手も、用途も解らない「モノ」の資料化の手段として、さらに「モノ」の始原、変化、変遷を知る情報資料として有効な資料である。とくに絵画資料の中には「モノ」を人とかかわりにおいて、また人は「モノ」とのかかわりにおいて、自然的環境、地域の景観の中で描かれているものが多い。

絵画資料は、「事」や「物」を線と色彩をもって、ビジュアルに伝えるという意味において、文書史料や文献より、即自的であり、説得的である。しかし、古文書や古記録が読むだけでは何も語らないのと同様に絵画も眺めているだけでは何も語らない。絵画資料に何を語らせるかは絵画に対する読む側の読解力によって条件づけられている。それ故、絵画を資料として活用するためには研究者自身がその能力を蓄積していかなければならないし、その努力を歴史や民俗に学ぶ者の共通の認識に高めていかなければならない。それは、絵画資料学、絵画史料論とは何かを常に意識し、絵画資料と向き合うことから始まる。

絵画に描かれている風景や事物、風俗や習慣、しぐさや行為はありのままに描かれているとは限らない。したがって、絵画資料を史料として利用するためには、古文書や古記録などの文書史料を利用する場合と同様に、絵画資料の史料批判が必要なのである。古文書学が古文書を歴史の史料として利用する歴史学の立場から、古文書の史料価値を明確にし、史料の語るところを限定づけるのと同様に、絵画の史料学、史料論の課題は、まずもって歴史学の立場から絵画資料の史料価値評価を明確にすることにある。この点は、「モノ」そのものの史料価値を明確にするのではなく、「モノ」を存在せしめるもろもろの条件を資料化することにある。「モノ」資料の資料学と最も異なる点であろう。

勿論、絵画史料から何を読みとり、何を語らせるかは絵画に問いかける研究者自身の問題であり、そこから描き出された歴史像を検証するのも研究者自身の問題である。また、自己の問題関心に即した絵画史料をいかに選択するか

も研究者自身の問題である。したがって、絵画の史料論は歴史認識論の一部を構成し、それ故に、ひろい意味での歴史学の方法論として検討されなければならない。

近年、歴史学においても絵画資料に対する関心が高まり、絵画を史料として利用した研究もかなり見られるようになった。⁽¹¹⁾しかし、そこでおこなわれている議論は絵画をどのように読むか、絵画にどのようにして史実を語らせるか、絵画資料の見方、扱い方についての議論が中心で、絵画資料の史料としての選択、史料化、絵画資料の史料としての性格など、絵画資料の史料論的検討は十分おこなわれていない。したがって絵画資料の史料論的検討をおこなう場合、これまで絵画資料の調査、蒐集、なによりも絵画資料を資料として積極的に活用してきた民俗学や美術史などの先行研究に多くを学ばねばならない。

六 絵画資料はどの様に扱われてきたか——絵画資料学前史

絵画資料を歴史や民俗を今日に伝える情報資料として積極的に活用し、歴史や民俗を具象的に捉える端緒を開いたのは渋沢敬三であった。渋沢敬三は日本文化の基層を担う常民文化を常民生活における「事」と「物」とを連関、総合して具象的に体系化するために『絵巻物による日本常民生活絵引⁽¹²⁾』を編纂した。

彼が『絵引』で描こうとしたのは「絵引は作れぬものか⁽¹³⁾」の文章の中で「貴族、僧侶、上流の軍人等絵巻の主眼点をば省略し美術的観点を度外視した、凡そ常民的資料と覚しきものだけを集め」たと彼自身が述べているように、貴族、僧侶、下級ではない上流の軍人など、いわゆる支配階級を除いた、ごく普通の庶民の姿であり、それを彼等の生活をとりにくく物とのかかわりの中でとらえた姿である。例えば、女や子供のさまざまなしぐさにしても物とのかかわりの中で抽出され、物は女や子供のしぐさとのかかわりの中で物として描かれている。彼は常民生活における「事」

と「物」を絵画資料に求めるばかりでなく、そのことを具象的に体系化し、素描しようとしたのである。

敬三は『絵引』の凡例に「模写せられた絵は絵巻物に見えた常民生活の描写せられた部分と、貴族生活の中でもそれが現代の常民生活に関連あるものを取りあげ、単に事物だけをぬき出して描くことをできるだけ避け、背景や行為の中に常民生活がうかがえるように描いた」と記している。ここには渋沢敬三の絵画資料から常民生活を読みとる視点ばかりではなく、絵画資料の扱い方、読み方、読みとる方法が見事に示されている。それは民具の資料化のありようを示すものでもあり、絵画資料がすでに失われた「モノ」資料の姿を今日に伝える最も有効な情報資料であること示唆するものでもあった。さらに「貴族生活の中でもそれが現代の常民生活に関連あるものを取りあげ」と記しているように、常民文化は決して常民生活の中のみ孤立して存在するものではなく、貴族文化の中にも存在し、両者は相互に関連し合いながら総体としての日本の固有文化を形成していることを視野に入れていたと見るべきであろう。

渋沢敬三は「モノ」資料については民具に、絵画資料については常民の生活を伝える「事」と「物」に主題を限定しているが、敬三の意志の中には一般の景色や貴族、僧侶、上流の軍人など支配階級の文化を示す「モノ」や絵画も日本人の歴史や文化を今日に伝える資料として活用することがあったと思われる。それは、渋沢敬三が一連の民具の蒐集とは別に昭和八年より、渋沢青淵記念事業として竜門社に実業史博物館を設立するために蒐集された資料を見れば明らかであろう。¹⁴ その時に蒐集の対象となった「モノ」資料は農・山・漁村の生活の中で使われていた民具にとどまらず、作り手も、作り方も、使い手も、使用方法も、用途すらも解らない、都市の一隅に残された「モノ」、明らかに都市の上層階級の下にあったと思われる「モノ」が含まれている。渋沢敬三の意志の中には常民ばかりではなく、全ての日本人がその生活の中で残した「モノ」を歴史や民俗を今日に伝える資・史料として活用する思いがあったのであろう。

一九五〇（昭和二五）年、奈良の法隆寺の壁画の消失を契機に制定された「文化財保護法」において、「モノ」資料は文化財として保護の対象とされたが、いわゆる上層階級の「モノ」資料は「有形民俗文化財」（民具）に比べ資料化が進んでいない。とくに一九五四（昭和二九）年の同法の改正以降は「有形民俗文化財」は芸術的価値の高い絵画や彫刻、刀剣、陶磁器、漆器などとは別個に扱われ、国民生活の推移を理解するために欠くべからざる資料として積極的に資料化が進められてきた。たしかに、有形民俗文化財Ⅱ民具の資料化、資料としての利用の発展の背景には渋沢敬三とアチック・ミューゼアムの研究が前提になっていると思うが、「モノ」資料を史料として利用するために先に見た渋沢敬三の意志を継承する必要があることを付言しておきたい。

ところで渋沢敬三は「絵引は作れぬものか」の文章の中で絵巻の「主題目の筆とは別に目に入ってくる」「主題目よりは更に気楽に写生してある」民俗的事象を「貴重な絵画記録資料でもクロノロジカルな点で満点である」ととらえ、常民達の生活を知る資料として中世の「絵巻物」を選んだのである。

『絵引』を作る過程で渋沢敬三が示した絵画資料とのかかわりは、絵画資料の扱い方、読み方については十分説得的であり、絵画を史料として扱う方法としても学ぶべきことが多い。しかし、数ある絵画資料の中で、なぜ「絵巻物」を選んだのか、また、「クロノロジカルな点で満点である」と判断した根拠は必ずしも明らかではない。この点を明らかにすることによって、はじめて絵巻物からとらえた中世の世界をビジュアルな中世の姿として知ることになるのである。そのためには絵巻物の性格、様式、技法を含めた絵巻物の資料学的検討が必要であろう。ともあれ、私達は渋沢敬三によって端緒が開かれた、絵画資料についての研究を批判的に継承することにより絵画の史料学、認識論としての史料論を一步進めることができるであろう。

七 絵画史料学の課題

絵画は描き出される主題によって風景画、静物画、風俗画、歴史画、宗教画、肖像画などさまざまなジャンルに分けられる。それぞれの絵画は表現技法の差によって写実的なものから抽象的なものまで多様な形で存在する。写実的表現ひとつをとってみても表現技法に遠近法や明暗法がとり入れられるなどの変化が見られる。さらに絵画には芸術性を重んじた鑑賞用のものもあれば、現実の「事」や「物」、物語・説話・縁起・伝記といった物語性のあるもの、神仏の世界を絵画として再現しようとしたものもある。

いずれにしても、絵画は絵画史、美術史、宗教史にとって貴重な史料であり、絵画は人間の現実認識と深く結びついているという意味においては歴史や民俗を伝える資料であると言える。

多種多様な絵画の中から、どのような絵画を資料として選び、選び出した絵画に何を語らせ、何を讀みとるかは絵画と対話する研究者自身の問題であり、読解力の問題である。またそこから描き出した歴史や民俗像を検証するのも研究者自身の問題である。しかし、絵画との対話を通して描いた歴史上の「事」や「物」がどれだけ実像に近く、時代性や地域性を正確に表現しているかを検証することは必ずしも容易なことではない。

絵画には写真や記録映画のように描き手の眼の前に展開している現実の姿をスケッチし写実的に描いたものもあるが、文書や伝承を素材にイメージ化された事象や物語を描いたものもある。渋沢敬三が『日本常民生活絵引』の素材とした絵巻物や江戸の人々が楽しんだ草双紙は後者に属する。絵巻物や草双紙などに描かれている「事」や「物」は必ずしも描き手の眼の前の姿を見たまに描いたものではなく、時として過去に起ったこと、あるいは現実の姿から過去の姿を想像して描いたものも多い。例えば時代が降って模写された模本の中には原本とは違った絵像が描き加え

られていることがある。

とくに近代以前の歴史叙述や歴史書の中には叙事詩や物語の形式をもって表現されるものが多く、書き手や語り手が実際に見たり聞いたりしたことをリアルに読者や聞き手に伝えるという形になっている。このような叙事詩や物語を形象化した絵巻物をはじめとする絵画資料を史料として読み込むためには、絵師達がどのような認識を持って、何を対象とし、どのような技法を使って描いたかを考える必要がある。また、その絵が物語に語られている時代に描かれたものか、後の世に描かれたものなのかを知る必要がある。前者の場合は同じ時代の事物をモデルに描いている可能性が高いし、後者の場合は物語に語られている時代とは異なった、後世の絵を描いた時代の事物を参考に描かれた可能性が高い。いずれにしても絵画を史料として、より正確に位置づけるためには絵画が描かれた事情、時期、伝来の状態や絵画の存在形態や様式、さらに技法を他の資料、例えば残された「モノ」などの他の資料との関連の中で検討することが必要である。

こうした絵画の資料学的検討が絵画を史料として活用する場合に必要なが、とくに歴史学で史料として利用する場合は時代測定が問題とされる。近世の絵馬や農書の挿絵などの中には正確な技法を使って描かれた事物でも、同じ絵柄が複数の絵画資料に描かれていることがある。おそらく、絵手本を使ったか、他の絵画を模写したのである。このような場合は厳密に考えれば史料として利用できないかもしれない。たしかに、そこから「モノ」例えば民具の地域差を読むことはできないであろう。しかし、民具の地域分布、地域性の研究と関連づけければ、ある時代の民具を知る史料として利用し得るのである。何を讀みとろうとするかという研究者の問題意識とのかかわりの中で資料学の検討成果を活用することによって史料として利用する道が開かれる。認識論としての史料論の必要性がここにある。

ところで絵画資料の中には情報蒐集を目的とし、また事物を後の世に伝えるために絵師にかなり正確に描かせたとと思われる絵画や、大藏永常の『農具便利論』をはじめとする農書、技術書の挿絵図や北斎スケッチとして世に知られ

ている葛飾北斎の著した「北斎漫画」のように、かなり正確なスケッチをもとに描かれたものも多い。そこには今日の民具実測図作成方法にとり入れられている正投影法の正視画の技法すら用いられている。

このように正確な技法を使った絵画は「モノ」としては残されていない「モノ」の姿を知り、また「モノ」資料の形成時期や伝来の経緯を知る重要な資料であるし、絵巻物などに描かれた事物の資料批判をおこなう指標ともなるであらう。

こうした絵画の比較検討をおこない絵画の実態と性格を検討するのも絵画資料学の研究領域である。そのためには絵画の時代性、地域性を明らかにし、さらに絵画の様式や技法を時系列的に秩序立てて明らかにする必要があるし、他の文献史料や「モノ」資料との比較検討をおこなう必要がある。

絵画資料はこうした資料学的検討を加えることによって、多様な形で存在する絵画資料の有効性と限界性が明らかになり、個々の絵画は史料として活用し得るし、そこから描かれた歴史像を限定づけ、その意味を問うことができるようになる。

こうした絵画の資料学的検討は絵画を資料としてとりあげ、研究の素材とした研究者自身がおこなうことは当然であるが、文献や「モノ」などの諸資料を素材として歴史像を描く歴史家が絵画を史料学的に検討することは容易なことではない。

絵画資料ばかりではなく「モノ」であれ、文書資料であれ、資料の存在そのものが日本文化、日本の歴史の一面、なによりも、歴史や伝統文化に対する日本人の認識のありようを示している。こうした認識に立って、単に歴史学の補助学としてではなく、絵画や「モノ」資料の資料学的検討を通して日本文化、日本の歴史にせまる専門的史料学者が現れた時、絵画、「モノ」史料学は文字通り学問として確立されるであらう。

しかし絵画や「モノ」の史料としての利用は近年ようやくはじまったばかりである。こうした状況を十分認識し、

絵画を史料として利用する場合、認識論としての絵画の史料論も研究者自身のものにするためには、画面構成や表現技法にあまりこだわらないでまずは積極的に絵画ととり組み、絵画を読むことが必要であろう。さまざまな技法によって描かれた絵画から歴史上の「事」や「物」を頭の中にビジュアルに描き出し、認識することがまず必要である。私達がモノクロ写真からカラー写真と同じような色彩を持った風景をイメージすることができるよう、地図を読む基本的知識と能力があれば一枚の地図から山や谷、村や町の姿を描き出せるように、一枚の設計図から建物や道具の姿を描き出せるように、線と墨の濃淡で表現された絵画からも、遠近法や明暗法などの表現技法もない写真画からも、歴史上の「事」や「物」をビジュアルに描き出し、認識することができるのである。絵画を史料として対話する歴史研究者はこうした経験を積み重ねる中で認識論としての絵画史料論を自らのものとすることができるし、なによりも絵画を史料として読み込む能力を蓄積することができるのである。その試みは「モノ」の史料としての利用とともに今はじまったばかりである。本稿が絵画や「モノ」史料論を考える手掛りともなれば幸いである。

註

- (1) 拙稿「日本常民文化研究所の招致にあたって——その歴史と業績——」（『歴史と民俗』1、平凡社、一九八六年）
- (2) 「文化財保護法」昭和三十五年法律第二一四号
- (3) 「文化財保護法」の制定は「モノ」の保存、蒐集、「モノ」資料の資・史料としての利用に画期的な役割を果たしたが、同法の二九年改正によって有形文化財から有形民俗文化財を別個の体系として規定し直したため、有形民俗文化財については蒐集、保存がすすみ民具研究の発展の契機を与えたが、逆に有形文化財については歴史資料として利用を遅らせる原因ともなった。「文化財保護法」が制定された意味を考える必要がある。
- (4) 「民具蒐集調査要目」（アチック・ミュージゼウム編、一九三六年）

- (5) 「文化財保護法」昭和二十九年法律一三二号
- (6) 昭和二十九年の「文化財保護法」の改正にともない、文化財保護委員会が公布した「重要民俗資料指定基準」で「次に掲げる有形の民俗資料のうち、その形様、製作技法、用法等においてわが国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので、典型的なもの」としてあげられた有形民俗資料は、これより一八年前、昭和十一年にアチック・ミュージアムで編纂した「民具蒐集調査要目」の民具の分類、内容とほとんど同じである。
- (7) 註(1)参照
- (8) 日本常民文化研究所(現神奈川大学日本常民文化研究所)は一九七四年以来年一回、民具研究講座を開講してきたが、当初より民具実測の演習講座をもうけ学芸員の資質の向上につとめてきた。一九八八年より「民具実測図の方法」農具、漁具、生活用具の三冊が神奈川大学日本常民文化研究所調査報告(第十三、第十五集)として平凡社より刊行されている。参照されたい。
- (9) 大脇直泰「葛飾北斎と民具実測図」(『民具マンスリー』第二六巻七号、一九九三年)
- (10) 民具研究では物そのものは消滅していても、人々の記憶のうちに伝承されている民具を潜在民具と呼んでいる。
- (11) 例えば『絵画史料の読み方』(朝日百科『日本の歴史』別冊、一九九二年)、黒田日出男『姿としぐさの中世史』(平凡社、一九八六年)
- (12) 『絵巻物による日本常民生活絵引』は一九六四年より数年にわたり角川書店から出版され、一九八四年に神奈川大学日本常民文化研究所で改訂し、新版を平凡社から発行した。一九八六年頃は絵画に対する関心が歴史学は勿論、民俗学においても十分ではなかったことを物語っている。本書についての私の理解は拙稿「新版『絵巻物による日本常民生活絵引』の刊行にあたって」(『民具マンスリー』第一七巻三号、一九八四年)を参照されたい。
- (13) 『横沢敬三著作集』第三巻(平凡社、一九九二年)所収
- (14) 実業史博物館は一九三三年より約十年にわたり民具および錦絵などの絵画資料などを蒐集し、その数は約一万五千点におよんだ。現在は国文学研究所史料館に保管されている。しかし、整理・資料化はおこなわれていない。これも、歴史学における

「モノ」資料の史料としての利用が未熟であることを物語っている。

(やまぐち・てつ 日本近世史・日本経済史)